

令和7年度大分県森林づくり提案事業募集要項

1 趣旨

大分県は、「大分の豊かな森林と木のある暮らしを次世代へ」をテーマとして、森林環境の保全と、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成のための施策に必要な財源を確保するため、大分県森林環境税を導入しています。

本事業では、大分県森林環境税を活用し、より多くの県民の皆様に森林づくりに参加していただくため、県民の皆様が自ら企画し取り組む「森林の整備活動」や「森林の学習・体験活動」を支援します。

2 提案者の要件

3名以上の県民で構成された組織、県内に事務所を有する森林組合・企業・市町村のうち、以下の要件を全て満たす団体が対象となります。

- ①宗教活動や政治活動を主たる目的としない団体
- ②暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではない団体
- ③事業に関する会計書類を整備し、管理することができる団体

なお、以下に該当する団体は、「企業」「市町村」として扱います。

- ①団体構成員の1/2以上が同一企業の者で構成された団体⇒「企業」
- ②市町村が構成員に含まれる団体のうち、運営費の1/2以上が公共団体の資金により補われている団体 ⇒「市町村」

3 募集する提案内容

募集する提案は、補助金交付決定後に着手し年度内に完了する以下の活動です。

①森林づくり活動	植栽、下刈、間伐、伐竹等の森林整備活動
②森林環境教育、体験活動	森林環境教育、林業体験、自然観察会、森林や木にふれ親しむ活動等

(注2) 以下のいずれかに該当する活動は対象外とします。

- ①大分県民を対象としていない活動
- ②申請時に、1提案あたりの年間の予定活動参加者数の合計が10人未満の活動
- ③実績報告時に、1提案あたりの年間の活動参加者数実績が10人未満の活動
- ④営利を目的とする活動
- ⑤政治または宗教目的で行われる活動
- ⑥他団体への補助(助成)等を目的とした活動
- ⑦物品の購入のみ等、自ら行う活動を伴わないもの
- ⑧類似の趣旨かつ同一の場所で行う活動で他の補助金を活用しているもの
- ⑨同一の内容で本事業による補助金を活用した活動が3年以上となるもの
(ただし、別に定める「森林づくり提案事業実施要領」に基づき、「大分県森林づくり提案事業審査会」の審査で認められた活動は除く)

4 支援の内容

支援の内容は別表1のとおりです。

なお、1団体あたりの交付額の上限は50万円とします。

5 応募方法

以下の書類を、期日までに提出してください。

提出書類の様式は、最寄りの県振興局でお受け取りいただけます。

また、県ホームページ (<https://www.pref.oita.jp/soshiki/16210/>) からダウンロードできます。

(提案数) 1団体につき1提案とします。

(提出書類) ①事業計画書(3ヶ年)【提案様式1】

②活動企画書(単年)【提案様式2】

③団体概要及び収支計画書【提案様式3】

④資材購入・機材リース費等補助に係る見積書等積算根拠

⑤団体の構成員名簿(市町村、森林組合は除く)

⑥活動計画地の位置図(縮尺2万5千分の1程度)

⑦活動計画地の現況写真 数枚

(提出期日) 令和7年4月25日(金)まで

(提出場所) 活動予定地を管轄する県の振興局 農山(漁)村振興部 森林管理班

振興局	郵便番号	住 所	電話	FAX
東 部	873-0504	国東市国東町安国寺786-1	0978-72-0156	0978-72-3697
中 部	870-0021	大分市府内町3-10-1	097-506-5749	097-506-1816
南 部	876-0813	佐伯市長島町1-2-1	0972-22-0393	0972-22-9174
豊 肥	878-0013	竹田市大字竹田字山手1501-2	0974-63-1174	0974-63-1894
西 部	877-0004	日田市城町1-1-10	0973-22-2585	0973-23-2219
北 部	879-0454	宇佐市大字法鏡寺235-1	0978-32-0622	0978-32-0143

6 選定方法

(1) 審査及び選定

「大分県森林づくり提案事業審査会」において、令和7年度事業の実現性、波及性、独自性、継続性、発展性、経費積算等の内容を審査したうえで、採択事業を予算の範囲内で決定します。

審査にあたっては、提案者に説明や追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 選定結果の通知

選定結果は提案者に通知します。

なお、審査内容に関する問い合わせは、提案者本人も含め、受け付けません。

(3) 事業の公開

選定の公正性及び透明性を確保するため、原則、採択された事業の内容を公開します。

7 選定以降の手続き及び事業提案者の責務に関わる事項

(1) 事業提案が採択された団体等が事業を実施する場合は、事業実施前に別に定める大分県森林環境保全推進関係事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という）、森林づくり提案事業実施要領（以下、「要領」という）等に基づく補助金の交付申請が必要です。

なお、補助金の適正な交付等を行うために、当該事業提案に修正を加え、又は条件を付すことがあります。

(2) 事業の着手日は、原則、県が補助金交付申請を受けて行う補助金交付決定の日以降となります。県からの補助金交付決定前の着手を希望する団体は、活動地を管轄する県振興局にご相談ください。

(3) 事業着手後、資材購入・機材リース費等の補助を受ける団体が、事業提案者の構成員が所属する法人から資材の購入または機材のリース等を行う場合は、2者以上から見積りを取得していただき、より安価な額により補助金額を算出します。

(4) 活動の実施に当たっては、次の点に留意してください。

- ① 大分県森林環境税を活用した事業である旨を現地に表示するよう努めること。
- ② 参加者の募集にあたっては、広く周知を行い、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に努めること。
- ③ 作業の安全確認や事故の未然防止、緊急時の対処法を身につける等により適切な安全管理を行うこと。
- ④ 万一の事故に備え保険への加入に努めること。
- ⑤ 大分県森林づくりボランティア支援センターへ森林づくりボランティア団体の登録の手続きを行うよう努めること。

※森林づくりボランティア団体登録の手続きは、以下登録先で可能です。

【登録先】大分県森林づくりボランティア支援センター
〒870-0126 大分市大字横尾4 2 2 5 番地
TEL/ FAX : 097-578-8151 E-mail:toyomori@o-midori.jp

(5) 事業完了後、実際に要した経費の詳細等、事業執行に関する収支や活動実績を示していただきます。確認書類として、活動参加者数がわかる写真、銀行通帳や領収書等が必要となりますので、必ず保管をしてください。

なお、書類にて確認できない場合、補助金の交付ができないこともあります。

(6) 補助金を受け整備した物品等を補助対象となった活動以外に使用することはできません。また、県知事の承認を得ず、処分、譲渡、売却、貸付け又は交換等を行ってはなりません。

(7) 上記に関する事業提案者の過失及び違約並びに申請及び実績報告内容に虚偽があった場合等、補助金に加算金を加えた金額を返還していただきます。

【事業担当課】

大分県農林水産部 森との共生推進室 森づくり推進班

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

(電話) 097-506-3872 (FAX) 097-506-1766

(E-mail) a16210@pref.oita.lg.jp

(県庁ホームページ) <http://www.pref.oita.jp/soshiki/16210/>

※応募にかかるお問い合わせは各振興局にてお受けします。

別表 1

【支援の内容】

種類	内容	対象となる団体	交付単価及び補助率
活動促進費	県民が自ら企画し、参加者を募集し、行う森林づくり活動および森林環境教育活動を促進するため、年間の活動参加者数の合計に応じて、定額を交付。	3名以上の県民で構成された団体（構成員の1/2以上が同一企業の者である団体、市町村が構成員に含まれ、かつ、運営費の1/2以上を公共団体の資金で補われている団体を除く）	交付単価：定額 (別表2のとおり)
資材購入・機材リース費等補助	森林づくり活動、森林環境教育活動および体験活動に使用する資材の購入及び機材のリース、体験活動開催経費等に要する経費を補助。	3名以上の県民で構成された団体（構成員の1/2以上が同一企業の者である団体、市町村が構成員に含まれ、かつ、運営費の1/2以上を公共団体の資金で補われている団体を除く）	補助率：10/10 以内 (対象となる資機材等、および補助上限単価は別表3のとおり)
		森林組合、企業、構成員の1/2以上が同一企業の者である団体、市町村が構成員に含まれ、かつ運営費の1/2以上を公共団体の資金で補われている団体	補助率：1/2 以内 (対象となる資機材等および補助上限単価は別表4のとおり)

別表 2

【活動促進費の交付単価】

活動参加者数区分 (人)	交付額 (円)
10～30	4,000
31～60	12,400
61～90	24,400
91～	36,400

(1) ただし、次のものは参加者数として含めることができません。

- ①主たる活動の前に行う事前整備作業等の準備を外部委託する際の作業員、立ち会い等を行う事業実施主体の構成員等
- ②報償費を支給予定の講師・インストラクター・指導者等（講師等の運転手・付き添い者等を含む）
- ③会議、打ち合わせ、現場確認等の主たる活動に付随する活動の参加者
- ④その他、団体が整備した活動地の見学等を目的とした来場者や活動に参加していない者

(2) 活動促進費の交付額にかかる活動参加者数及び活動日の確認は、写真で行います。写真による活動参加者数の確認ができない場合は活動促進費を交付しません。

別表 3

区分	項目	補助率	補助上限単価	
資材購入	苗木及びそれに付帯する肥料、支柱	10/10 以内	/	
	鳥獣害防止資材			
	木工教室・ワークショップで使用する原材料			
	しいたけ原木・種駒（森林環境教育用）			
機材リース等	貸切バス借り上げ			
	樹木粉碎機			
	会場使用料（光熱費含む）			
	トラッククレーン			18,200 円／日
	バックホウ			21,600 円／日
	トラック（排気量 660cc 以上のもの）			13,000 円／日
	軽トラック（排気量 660cc 未満のもの）			6,400 円／日
	マイクロバス（レンタカー会社等から賃借するもの）			50,800 円／日
	発電機			3,700 円／日
	外部講師報償費			8,000 円／日
体験アクティビティの委託料	100,000 円／日			

別表 4

区分	項目	補助率	補助上限単価	
資材購入	苗木及びそれに付帯する肥料、支柱	1/2 以内	/	
	鳥獣害防止資材			
	木工教室・ワークショップで使用する原材料			
	しいたけ原木・種駒（森林環境教育用）			
機材リース等	貸切バス借り上げ			
	樹木粉碎機			
	会場使用料（光熱費含む）			
	トラッククレーン			9,100 円／日
	バックホウ			10,800 円／日
	トラック（排気量 660cc 以上のもの）			6,500 円／日
	軽トラック（排気量 660cc 未満のもの）			3,200 円／日
	マイクロバス（レンタカー会社等から賃借するもの）			25,400 円／日
	発電機			1,850 円／日
	外部講師報償費			4,000 円／日
体験アクティビティの委託料	50,000 円／日			

【別表 3・4に関する注意事項】

- ・鳥獣害防止資材は当年度の事業で実施する植栽に付帯し、一体的に設置するものに限りま。
- ・補助金額の算出にあたって、機材リース費等のうち、補助上限額を定めた項目は実行経費と比較し、補助上限額といずれか低い金額を交付額とします。
- ・機材リースについては、個人所有物の借用は補助対象外とします。
- ・体験アクティビティ（ツリークライミング、落ち葉プール等）の委託料については、体験指導者等件費や資材運搬費用を含み、指導能力や資機材を準備できないなど、実施主体自身で実施できない体験活動を他者に委託して実施する場合とします。